

公 示 日：2025 年 4 月 9 日（水）

調達管理番号：25a00130

国 名：ブルキナファソ

担 当 部 署：経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

調 達 件 名：ブルキナファソ国サヘル地域農業・栄養政策アドバイザー業務

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

- （１） 担当業務 ： 農業・栄養政策アドバイザー
- （２） 格 付 ： ３号
- （３） 業務の種類： 専門家業務

2. 契約予定期間等

- （１） 全体期間：2025 年 7 月上旬から 2028 年 6 月下旬
- （２） 業務人月：13.2
- （３） 業務日数：

準備業務等 24 日、現地業務 360 日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

（４） 前金払の制限

本契約については、契約履行期間を 36 か月の予定とし、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（１）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の13%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の13%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヵ月以降）：契約金額の13%を限度とする。

(5) 部分払いの設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2025年度（2026年2月頃）
- 2) 2026年度（2027年2月頃）

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2025年4月23日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（<https://partner.jica.go.jp/>）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

- ☆ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

◇ 評価結果の通知：2025 年 5 月 13 日（火）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

（２） 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

（計 100 点）

類似業務経験の分野	政策提言を含む農業・栄養分野のアドバイザー業務
対象国及び類似地域	ブルキナファソ国及びサヘル地域
語学の種類	フランス語

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：

- ・ 技術的な助言、支援の対象となっている実施中技プロの受注者と業務従事者は参加不可
- ・ 本業務にて案件形成に関わり、本契約期間中に採択された無償資金協力、及び技術協力プロジェクトへの参画は不可

（２） 必要予防接種：黄熱予防接種

6. 業務の背景

ブルキナファソ国は、国土面積約 274,000 平方キロメートル、人口約 23 百万人（2023 年）を有する西アフリカのサヘル地域に属する内陸国である。1 人あたりの国民総所得は、約 850 米ドル（2023 年）と推定され、国民の 41.1%が貧困線以下で生活している。国連開発計画（UNDP）の人間開発報告書（Human Development Report）2023-24 年版によると、ブルキナファソは 193 か国中 185 位に位置付けられている。UNICEF の報告によれば 5 歳未満乳幼児の死亡率は世界ワースト 12 位（2020 年）であり、5 歳未満乳幼児の発育阻害（Stunting）は 41.4%（2000 年）から 21.6%（2021 年）と改善が見られるものの、世界飢餓指数（Global Hunger Index）も 24.5 と 121 国中 96 位と依然として低位にある（IFPRI, 2022）。また、サヘル地域における国々と同様、暴力的過激主義、政府への不信感、コミュニティ間対立の課題を抱えており、2024 年のテロによる死者数は世界 3 位のマリを抜いて 1 位を記録し（Global Terrorism Index 2024, IEP）、国内避難民（IDPs）は 200 万人前後にまで及んでいる（UNHCR, 2023）。

このような状況下、レジリエンスのある成長を目指して、2021 年に採択された第 2 次国家経済社会開発計画（PNDES II）は、ブルキナファソの経済を構造的に改革し、全国民の適切な雇用の創出を開発目標に掲げている。

ブルキナファソにおいて農業が主要産業の一つであり、労働人口の 85%を抱え、GDP の 30%に相当するセクターである。ブルキナファソの農業セクターでは自給農業（ソルガム、キビ、トウモロコシ、米、マメ科植物）と綿花が農地の約 85%を占めている一方、金と綿花が輸出の 80%以上を占めている。経済構造が不安定なモノカルチャー経済からの脱却に向けて、農作物の多様化を促進することが国家経済の持続可能な発展には不可欠である。更に、農業と食料安全保障は密接にかかわっており、食料安全保障の確保は国民の健康や栄養改善にも寄与するものとして、食料・栄養安全保障国家政策（PNSAN 2014-2025）において、持続的に食料安全保障と良好な栄養状態を確保することを目標としている。

成長、雇用及び開発の原動力として農業部門（農作物の生産・加工）は重要な成長産業として特定されたため、農業・畜産水産資源省（MARAH）は、近代的かつ競争力のある農業を通じて雇用と収入を生み出し、国民全員の食料安全保障を確保することを目指している。この実現のために、農業部門の効率的な管理・運営の主要な手段・ツールの開発や見直しが優先事項となっている。特に、(i)農村開発戦略（SDR）、(ii)国家農村セクタープログラム（PNSR）、(iii)国家灌漑農業持続可能な開

発戦略（SNDDAI）、(iv)農業投資法、(v)農業開発基金に関する研究、(vi)国家農業・林業・放牧業、水産業、野生動物投資戦略的プラン（PNIASP）の骨子の見直しにおいて、農業政策の一貫性の確立や効果的な実践の定着を促進するため、国内外の専門家の協力が必要とされる。

一方、農業生産における解決すべき主な目標として、(i)生態基盤の更なる悪化や気候変動を背景に、国内生産による食糧の需要を確実に満たすこと、(ii)国及び国際レベルで競争が高まる中、農業や農業食品分野における起業・生産から市場へのつながりを発展させること、(iii)不規則かつ不十分な降雨・水資源を巡る紛争を踏まえ、生産用の水の効果的な制御及び効率的な管理を確実に行うこと、(iv)農業に関するリスク及び自然災害に対する強靱性を向上させること、(v)農業分野の研究開発の体制を強化し、研究の成果を活用すること、が含まれる。これらに取り組むため、国内外の専門知識を動員し、世界中で実施されている優良慣行を蓄積することが必要とされる。2005年9月以降、日本国政府は専門家の動員を通じた技術支援を通じて、技術プロジェクト等におけるブルキナファソ政府実施機関の計画策定、活動実施、各種調整の能力強化に貢献した。具体的には、灌漑地区改修計画、農業を通じた栄養改善、SHEPに係る活動等を通じ、専門家が同機関への技術指導を行うことにより、日本の技術や経験を広く浸透させ、農業分野の振興において貢献している。更に、ブルキナファソ政府は気候変動への適応策として食糧安全保障に対する強靱性を高めるべく、日本が有する技術及び経験の共有をこれまで以上に求めている。MARAHは日本からの支援を受けることで、PNDES IIで割り当てられている農業部門に係る目標の達成を望んでいる。

JICAは課題別事業戦略「平和構築」の下、クラスター事業戦略「サヘル地域の平和と安定」を推進しており、暴力的紛争を発生・再発させない強靱な国・社会づくりを目指し、政府の能力強化、住民から政府に対する信頼醸成、社会・コミュニティの強靱性向上や国際協調の促進を目的としており、本アドバイザーの派遣は本目的に貢献する。本アドバイザーの派遣は、ブルキナファソをはじめとするサヘル地域の農業・栄養政策に係る計画立案、協力プロジェクトの実施調整等に関する助言を通じ、MARAHの能力強化を図ることを主要目的としつつ、ブルキナファソの国・社会の強靱性の基盤づくりにも寄与するものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、ブルキナファソ国農業・畜産水産資源省をカウンターパート（以

下「C/P」) 機関とし、ブルキナファソにおける農業及び栄養セクターの現状を把握したで、周辺国や日本における農業開発の経験を踏まえ、C/P の戦略・政策の策定・実施に関する技術的指導・助言を行う。また、他ドナーの会合等に参加し、知見の共有を行うことが期待される。

成果 1) ブルキナファソの農業開発方針に基づいた具体策が検討され、明確化されることにより農業・栄養政策が強化される。

成果 2) C/P の政策立案、実施能力が強化される。

成果 3) 日本／他ドナー／第三国によるブルキナファソを含むサヘル地域に対する農業・栄養にかかる協力量針、及び同国・地域における同セクターにおけるドナー連携の方針が整理される。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務 (2025 年 7 月予定)

① 情報収集と現状把握、課題分析

- ・ ブルキナファソ政府の開発政策やガイドライン、他ドナーの関連分野の協力内容及び既存の JICA の関連事業報告書等を確認し、ブルキナファソの灌漑・農業、栄養改善分野の現状と課題を把握する。
- ・ サヘル諸国 (ブルキナファソ、マリ、ニジェール)²の共通農業政策及び食料安全保障に関する情報を収集し、各分野の振興戦略の強化について検討する。
- ・ 日本国政府による過去の技術支援及び実施中の活動の情報収集及び概要の把握・分析を行う。

② 現地業務の活動内容、ワークプランの検討

- ・ 上記①の情報や分析を基に、現地の活動内容について整理する。
- ・ ワークプラン案 (和文・仏文) を作成し、JICA 経済開発部、ブルキナファソ支所及びアフリカ部に共有する。必要に応じて協議の上、適宜修正する。

(2) 現地業務 (2025 年 8 月～2028 年 6 月)

現地渡航は計 8 回、各 56 日間以内 (計 360 日間) の滞在を想定している。最終的な現地業務の実施時期、渡航回数及び各回の滞在日数は、JICA 経済開発部及びブルキナファソ支所と協議の上で決定する。

² 治安状況に鑑みた渡航等の活動を制限及び求める成果を縮小する可能性あり

① 関係機関の概要把握、関係構築

- ・ C/P 及び他関係者の組織概要に係る情報収集と共に、各機関の関連性を確認する。
- ・ C/P 等の体制を把握した上で、実施能力の向上に資する活動内容を検討、提案する。

② ワークプランの承認・提出

- ・ ①の情報を踏まえ、本業務の実施方針、活動計画を適宜更新し、ワークプランを最終化する。
- ・ 現地業務の開始に際し、C/P にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

③ 活動方針の検討

- ・ 他ドナーの活動状況を踏まえ、JICA との連携の可能性を検討、提案する。
- ・ JICA のブルキナファソ及び周辺国で実施している農業・栄養改善分野の協力案件との連携を検討、提案する。
- ・ 情報収集や分析結果等から特定された課題に対し、必要な活動（過去の協力案件に係るフォローアップ、パイロット活動、各種研修等）を検討、提案する。
- ・ 渡航可能地域の制約を踏まえ、効率的な活動につながる現地リソースを検討する。

④ 活動の実施

灌漑・農業分野：

- ・ ブルキナファソ全土に亘る SHEP³の普及・展開に向け、市場調査やフォローアップを通じて、C/P が主体となる体制創りを支援すると共に、活動内容・対象地域等を検討、提案する。
- ・ JICA の協力プロジェクトや他の援助機関とも連携しながら展開中の活動（PReCaRI⁴、SHEP、COBSI⁵等）及び過去の灌漑・農業分野における研修参加者の活動状況を把握し、技術的な助言や支援を行う。
- ・ C/P、自治体及び住民による協議・協業を促進すると共に、農業関連のナショナルボランティア（インターンや就職難を含むブルキナファソ人）の

³ Smallholder Horticulture Empowerment & Promotion（市場志向型農業振興）

⁴ Projet de Renforcement des Capacités pour la Revitalisation des Zones d'Irrigation（灌漑区再活性のための能力強化プロジェクト）

⁵ Community-based Smallholder Irrigation Development（小規模灌漑開発）

活用を試行する。その際、国内避難民やホストコミュニティの平和的共存、レジリエンス支援におけるプログラム策定に向け、JICA の「サヘル諸国における地方行政人材開発を通じた平和と安定強化プロジェクト」等の既存案件と協力・連携を図る。

- ・ 案件形成中の無償「灌漑開発・維持管理強化計画」の円滑な実施のための側面支援を行う。また、新規無償のアイデアを発掘し、実施可能性をブルキナファソ側及び JICA 関係者と協議する。

栄養改善分野：

- ・ JICA の協力プロジェクト（PASNA⁶等）及び過去の栄養改善分野における研修参加者の活動状況を把握し、技術的な助言や支援を行う。
- ・ IFNA⁷事務局やセネガルの栄養専門家との連携を図り、JICA 経済開発部が推進する栄養分野の活動を支援する。ガーナやセネガルにおける NFA⁸アプリの活用状況を視察・報告を含む。

（３）方針の検討、活動報告

① 今後の協力量針の検討

- ・ ブルキナファソをはじめサヘル地域における、灌漑・農業分野の政策（自給自足や機械化等）及び栄養改善分野の今後の政策や活動に関し、助言、提案を行う。
- ・ 気候、環境等に配慮し、経験共有ができる国及び作物等を選定し、第三国研修プログラムの策定、南南協力プロジェクト／プログラムの骨子の策定を支援する。
- ・ 今後の JICA の技術協力及び資金協力における協働の強化や共同融資の増加を目的とした、有用なプロジェクト及び協力量針を検討、提案する。

② 活動内容の報告

- ・ 月例会を開催（オンラインまたは対面での実施）し、JICA 経済開発部、ブルキナファソ支所及びアフリカ部に対し、随時の進捗や課題等を共有すると共に、その後の活動計画等について協議する。

⁶ Projet d'Amélioration de la Situation Nutritionnelle à travers l'Agriculture（農業を通じた栄養改善プロジェクト）

⁷ Initiative for Food and Nutrition Security in Africa（食と栄養のアフリカ・イニシアチブ）

⁸ Nutrient Focused Approach（特定の栄養素を含む食品の摂取・生産を推奨するアプローチ）

- ・ 専門家業務完了報告書（和文・仏文）を JICA 経済開発部に提出し、報告する。なお、今後の JICA の協力方針は、和文のみに記載すること。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」参照。

（１）ワークプラン（全体及び各現地業務期間時）

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）等を記載。

- ・ 電子データ：和文・仏文（JICA 経済開発部、ブルキナファソ支所、アフリカ部及び C/P に提出）

（２）現地業務結果報告書

各現地業務の終了時に作成し、C/P と協働して作成した各種教材や資料等は、各次報告書の参考資料として添付。但し、最終渡航時の現地業務結果報告書は（３）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。

- ・ 電子データ：和文（JICA 経済開発部、ブルキナファソ支所、アフリカ部に提出）
- ・ 電子データ：仏文（JICA 経済開発部、ブルキナファソ支所、アフリカ部及び C/P に提出）

（３）専門家業務完了報告書

2028 年 6 月 30 日(金)までに、農業・栄養改善政策に関する提言を盛り込み、業務完了報告書として提出。

- ・ 電子データ：和文（JICA 経済開発部、ブルキナファソ支所、アフリカ部に提出）
- ・ 電子データ：仏文（JICA 経済開発部、ブルキナファソ支所、アフリカ部及び C/P に提出）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガ

イドライン」最新版の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（１） 報酬単価

紛争影響国・地域における報酬単価の加算を適用します。詳しくは、上述 URL を参照ください。

（２） 戦争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」

<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html> を参照願います。

（３） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

（４） その他留意事項

ブルキナファソ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由からJICAが宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律25,000円／泊として計上してください。また、滞在日数が30日または60日を超える場合の逓減は適用しません。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

- ア) 空 港 送 迎：第 1 次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 宿 舎 手 配：第 1 次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
- ウ) 車両借上げ：なし
- エ) 通 訳 備 上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：第 1 次現地派業務開始時における C/P との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。
- カ) 執務スペースの提供：農業・畜産水産資源省における執務スペース提供

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループから配付しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・ 要請書 (写)
- ・ 案件概要表
- ・ 関連事業 (ブルキナファソ国「農業・農村開発政策アドバイザー」業務完了報告書、「灌漑区再活性のための能力強化プロジェクト」各研修の報告書、「灌漑改修・維持管理強化計画」及び「農業を通じた栄養改善プロジェクト」案件概要表等

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ブルキナファソ支所などにおいて十分な情報収集を行うと共に、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意することとします。また現地業

務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上